

議会運営委員会会議記録（概要）

令和6年7月31日（水）

開 会（午後1時30分）

松本議長

本日は、議会運営に関する事項について、ご協議願います。

【議 事】

1 議会運営に関する事項について

(1)議会運営に関する申し合わせ事項について（会派の意見）

大石委員長

本日は、6月26日の議会運営委員会において、私から1項目ごとに説明をさせていただきました議会運営に関する申し合わせ事項について、及び執行部からのご意見を踏まえ、会派から「一般質問の運用」などについての意見をいただいておりますので、順に確認をしていきたいと思っております。

配信してあります「議会運営に関する申し合わせ事項【各会派の意見記載版】」をご覧ください。こちらは、各会派からいただいたご意見を、それぞれ該当する項目に記載したものとなります。

では、項目ごとに確認をして、各会派よりご説明をお願いいたします。

1会議（1）会議の時間について。「本会議の会議時刻は、午前9時からとする。ただし、議案質疑日等、必要に応じて議会運営委員会の協議により午前10時からとする」について。

至誠自民クラブより、『「本会議の会議時刻は原則午前9時からとする」とし、「原則」を入れる、また、後段の「ただし、」以降は削除する』。

谷口委員

原則9時から開会しているが、今後場合によっては10時スタートではな

く、午後1時からということもあるかもしれないため、原則9時ということにしておいて、それ以外は、都度フレキシブルにしたほうがよいのではないかとこの会派内で意見があり、このように提案した。

大石委員長

今日は各会派に意見を言っていただいて、質問をして各会派にお持ち帰りいただくようにしていきたいと思いますが、今の谷口委員から御説明があった点について、質問はありますか。

矢作委員

谷口委員から説明があった午後1時もありうるというのは、どういう想定のことをおっしゃっているのか、具体的に何かあるようであればお示しいたきたい。

谷口委員

例えば、市長及び議長を含めて、何らか市が絡んでいる、あるいは関与している大きなイベント的なものが午前中に入る場合とか、そういったケースを想定しておいたほうがいいのかというような議論が我々会派内の中ではあった。

入沢委員

大きなイベントというような話があったが、イベントは大体が土日だと思う。平日の大きなイベントとはどのようなものが考えられるか。

谷口委員

川越市の100周年記念式典とか、あるいは民間の大きなイベントがたまたま議会の期間に重なるということもあるかもしれない。通常は今までどおりに9時あるいは10時だと思うが、そういった可能性を排除しないほうがよいのではないかというような意見が出ている。

矢作委員

そうすると、「原則」を入れることによって、そういうものもそこに入るという提案ということか。

谷口委員	<p>そうである。それがない限りは今までどおりやればいいのかという趣旨だ。</p>
大石委員長	<p>(2) 議案の提出、「③提出者の名前が記載されていない議員提出議案(案)は受け付けない」について。</p> <p>立憲民主党・れいわ新選組より、『この提出者の名前というのは会派名という認識でよいか』ということですが、御説明をお願いします。</p>
長岡委員	<p>確認で書いたのだが、「提出者の名前が記載されていない議員提出議案は受け付けない」というのは、会派名プラス名前のことなのか、それとも会派名だけでよいか。</p>
大島議会事務局主幹	<p>現在の議員提出議案(案)、議案議会運営委員会の協議の場に提出されているものについては、会派名が書いてあれば受け付けております。</p>
大石委員長	<p>(4) 議案等の説明、質疑及び委員会付託、「①議長は質疑通告者が複数の場合、質疑順位について議会運営委員会にはかり、その順位を抽選により決定する」について。</p> <p>至誠自民クラブより、『①に次の文言を追加する。「議案質疑時間は同一議員につき、答弁を含め、一問一答方式については30分以内、3回までの回数制限方式は60分以内とする」』。</p> <p>立憲民主党・れいわ新選組より、『(4) 議案等の説明、質疑及び委員会付託の「その順位を抽選により決定する」の抽選というのはくじ引きという認識で従来と変わらないという認識でよいか』。</p>
谷口委員	<p>この申し合わせ事項は、後ろのページで一般質問についてはいろいろ書い</p>

であるが、議案質疑についてのやり方が具体的に書いていなかったため、現状、一問一答では30分以内、そして、回数制限3回まで60分以内という形で具体的に書いたほうがよいのではないかとこのところ提案させていただいた。

長岡委員

抽選というのはくじ引きという認識でよいかという確認だが、これはくじ引きでよろしいか。

大石委員

従来どおりで考えています。

次に、「③所属委員会所管の議案については、当該議員は質疑ができない。議会運営委員会で議案質疑順位決定後の質疑は、挙手により行う」について。

共産党より、『「議会運営委委員会で議案質疑順位決定後の質疑は、挙手により行う」の一文は削除してもよいのではないか』。

矢作委員

これは質問だが、この意味するところが分からなかったため、なくてもいいのかと思ったが、議会運営委員会で議案質疑決定後に行う質疑というものについて説明いただけるとありがたい。

大島議会事務局

こちらの文章につきましては調べてみましたが、平成8年に議会運営の申し合わせ事項を文書化するという形で行われています。文書での通告をしていなかった当時からこちらの文言が記載されていたことを考えると、今現在は文書での通告制としておりますので、その後の手挙げの質疑はしないものと考えております。

矢作委員

ですので、想定がないのであれば削ってよろしいかという提案だ。

大石委員

(7) 発言の通告等、「②議案に対する討論については、あらかじめ議会

運営委員会で順位を決定するため、議長に口頭で通告する。議会運営委員会委員を選出していない議員については、議会運営委員会の開催前の10分前までに議会事務局長に口頭で申し出ること」について。

共産党より、『「議長に口頭で通告する」というのは、議運でいつも通告している内容を指しているのか』。

立憲民主党・れいわ新選組より、『議長または議会事務局長が多忙で見つからないこともあるため、口頭ではなくデスクネットで事務局宛てに連絡したい』。

矢作委員

議長に口頭で伝えていないと思う。デスクネットで送るなり、ペーパーを議会事務局に出すなどしているため、そのように書いたほうがよろしいのかと。立憲民主党・れいわ新選組と同じかもしれないが、一回ごとに議長には口頭で通告していないので、現状に合わせたほうがよいのかなということで、確認と提案だ。

大島議会事務局主幹

基本的に発言の通告は議長となります。運用上、議会事務局長に報告をいただいておりますが、基本的には議長に通告があったものと考えております。

長岡委員

議長が多忙の場合、見つからなかった場合はどうするのかという懸念があるので、やはりデスクネット等で送りましたよと明記したほうがよいという意見だ。

谷口委員

デスクネットで通告した場合、事務局としては構わないか。

大島議会事務局主幹

議長もしくは議会事務局長が不在で、デスクネットで送っていただく場合には、必ず議会事務局に届いたかを電話連絡等で確認をしていただければ

ばよいかと考えます。

大石委員長

(7) 発言の通告等、②の続き、「なお、追加議案等の質疑通告については、質疑順位決定のための議会運営委員会の開会20分前までとする」について。

共産党より、『②に含まれる内容ではなく、「①議案質疑は通告書により〈議案調査日最終日の正午〉までに議長に提出すること」の内容ではないか』。

次に、削除されている「②議会運営委員会委員は、議案質疑及び一般質問の通告者を報告する。委員のいない会派については、議会運営委員長が報告する」について。

同じく共産党より、『②については「議案質疑及び」の部分だけ削除で、除いた部分は(8)一般質問の項目で必要ではないか』。

矢作委員

「なお、」以降の部分については議案質疑の内容かなと思ったので、①のほうに動かしたほうがよいのではないかという提案だ。

それから、削除されている②は一般質問の項目、(8)に入れる必要があるのではないかという提案だ。

大石委員長

「なお、」以降の部分についてはどうでしょうか。

大島議会事務局

発言のとおりと考えます。

局主幹

大石委員長

では、これは①に入れるということですか。

大島議会事務局

そうです。

局主幹

大石委員長

次の、削除されている②の部分についてはどうでしょうか。

大島議会事務局

一般質問の1週間前のエントリーのことだと思いますので、「議案質疑

局主幹

及び」を削除して一般質問の項目に挿入することによろしいかと思えます。

大石委員長

これらの点は修正していきたいと思えます。

次に、一般質問のところで、至誠自民クラブより、『「所沢市議会の一般質問に要している時間は、人口同規模の議会と比較して最長規模と言われている。今後、職員の働き方改革を進めるに当たり、一般質問に要する総量を削減する以外、効果的な方法はないと考える。よって次の意見とする。職員負担の軽減を意図した、現在の60分以内から、45分以内への短縮』とあります。

谷口委員

これについては会派の中でいろいろ議論して、悩ましい部分がありながらも、一般質問について相当職員の方の負担があるのではないかとということで、我々は最近ヒアリングに気をつけながらも、我々自身は時間内で大体帰っているケースになりつつあると思う。

しかし、その後、職員の方は時間外に答弁調整をしているという実態がある中で、今後通年会期制を導入するタイミングで、職員の方の残業を極力減らす、いわゆる働き方改革を推進するということで、どこを見直すかとなれば、一般質問の時間、ここを短くするというところに切り込む方法もあるのではないかとということで、会派として提案させていただいた。

長谷川委員

なぜ45分としたかの理由もお聞きしたい。

谷口委員

60分のうちの4分の1を短縮して45分というのを一つの目安とした。以前、予算特別委員会を設置するときに一度経過的に45分に短縮した時期もあったのではないかという議論もあったが、今言ったように60分の4分の1、ここを短縮するというのが一つの目安ということで我々は書かせていただいた。

川辺委員

うちの会派でも一般質問を通して、執行部の負担軽減という部分で前向きな検討という話も出てきている。

まず確認で、議員の発言権、発言の機会というのをしっかり担保しながらやっていくべきだという大前提がある上だが、今回45分というのも一つの案だと思うが、他の議会を見ると30分であったり、また、年間の中で1人の議員に対する回数制限なども行いながらやっている議会もある。そういったことも含めて、いろんな議論をしていくということによろしいか。

谷口委員

議員の発言権を短くするというのは非常に重いことで、ここはやはりいろいろ議論があると思う。我々も会派の中で本当にいいのかという部分もありながら提案させていただいた。職員の方の時間外をできるだけ短くする、この方法の一つとして、一般質問の時間に切り込むというところに行かざるを得ないのではないかというところだが、ほかに何か同じようなアイデアがあればまた議論しながら、いろいろな知恵を皆で出していければいいのではないかと考えている。

斉藤委員

この45分の中には答弁の時間も入っていると思うが、この間、別の市の一般質問を傍聴に行ったときに答弁の時間を止めている議会があった。

同じ45分という数字ではあるけれども、質問する側、議員の質問の時間だけ45分というのも議論する一つの手段かなと思ったので言わせていただいた。

谷口委員

いろいろな方法を議論すればいいと思うが、質問だけ45分だと逆に長くなる可能性もあるのではないかと思う。そこはいろいろな議論を、どういう方法がいいのかということを議論していけばいいと思う。

中井委員

先ほど職員の負担軽減という話だったかと思うが、質問時間を45分にするよりも、私たちがヒアリングを5時15分までに気にしてやったとしても、職員はそれ以降に仕事をするという話を先ほどされたかと思うが、そちらのほうで職員の負担を軽減する策があるのではないかと私は思うがいかがか。

谷口委員

中井委員のほうからも、そういった具体的な提案があればぜひ出してもらいたい。

中井委員

提案はあるが、実はまだ会派で提案してはいないので、一度会派で詰めてからでないといけない。

矢作委員

人口同規模の議会と比較して最長規模と言われているというところをもう少し説明していただきたい。

谷口委員

しっかり調査しているわけではない。ただ、我々がいろいろと視察する中で、肌感覚で聞いている限りでは所沢市はエントリーする人数が多いと

というような事で聞いている。人口同規模ということであれば、川越市は一人当たりある程度長めに、あとエントリーも多いが、越谷市は6月定例会では21人のエントリーというところで、個別で調べているわけではないが、肌感覚でまずは申し上げている。

長谷川委員

次の議運で言おうかと思っていたが、2年前までは質疑と一般質問を合わせて行っていたところを、去年から質疑と一般質問を分けて、事実上、質問時間が増えていることになっているので、3月定例会に限っては時間短縮については認めてよいのではないかと会派としては考えている。

長岡委員

今の一般質問の状況で60分きっちりやっている方もいるが、大体40分から45分で終わっている方が多いのかなと思っている。

私の意見だが、答弁がどれぐらいの長さか分からないので、現状のままでもいいのではないかと思う。せつかく職員の方がつくってくださったのに切れてしまって終わるというのも申し訳ない。

谷口委員

結局、職員の方の時間外を減らすためにはどこに着眼点を置いて、どういうふうにするかというところで、一般質問の一人当たりの時間を、我々としても悩ましい提案だが、そこに手を入れるべきではないかというところで考えたのが今の我々の案だ。

入沢委員

一般質問が20分ぐらいで終わる者、60分ぎりぎりの者もいると思うが、例えば45分を超える一般質問をされている者は何人ぐらいいるのかとか、誰なのかとか、その辺の研究はしたのか。

谷口委員

6月定例会では平均48分であった。

大石委員長

「⑦一般質問は、議案及び請願・陳情の中身にわたる部分、議決に影響する部分についてふれないよう十分留意する」について。

公明党より、『⑦の最後の部分「十分留意する。」についてもっと強い表現にすべきではないか』。

至誠自民クラブより、『⑦の後段に「但し、議決後の一般質問は、この限りではない。」を追加する』。

川辺委員

私どもの会派の中で、まず単純に、過去の定例会を見ても、陳情の中身に関わる部分の発言なども実際に出てきているという状況もあって、円滑に定例会議を進めていく上で、今までの十分留意するという表現をもうちょっと強い表現にしていくことも検討していったらどうなのかという提案をさせてもらった。地方自治法上難しいとか、そういったものがあるようであればそういう議論もできないが、その点、各会派の方にお持ち帰りいただいて御検討いただければと思う。

谷口委員

今、一般質問は議案が可決された後となっているため、今の状況であれば、もしこの文言を残すのであれば、「ただし、議決後の一般質問は、この限りではない」と書いてもいいのではないかというふうに考えて我々の案とした。

大石委員長

「⑧市長報告についての質問は、一般質問で行う」について。

公明党より、『⑧の「市長報告」について確認したい。市政方針についてか』。

川辺委員

市長報告というのが施政方針なのかどうか、その点の確認をさせていた

だきたい。

大島議会事務局

施政方針または諸報告がこちらに該当します。

局主幹

大石委員長

(1) 議会運営委員会、「○意見書の提出等を求める請願・陳情が全会一致とならない場合は、議会運営委員会において不採択とする。なお、本会議においても同様とする。」について。

共産党より、『新しく追加される文は、「①議会運営委員会の運営について、機関意思の決定は全会一致とする。その他の運営については、全会一致になるよう最大限努力する。ただし、本会議の運営に著しく支障をきたす恐れのある場合は、議長の裁定に委ねる。」と同じ内容と考えるので敢えて追加する必要はないのではないか』。

矢作委員

(1) のほうに来ているが、当初は(2)のほうに書かれていたと思う。
①と内容がほぼ同じなので必要ないのではないかということで提案した。

大島議会事務局

こちらにつきましては、意見書の提出を求める請願・陳情が昔は4常任委員会に付託されておりました。それから平成17年だと思いますが、議会運営委員会に全て付託されるようになりました。

局主幹

そのため、「委員会において」というところを「議会運営委員会において」に変更させていただきまして、さらに(1)の議会運営委員会の項目に移動するものです。

大石委員長

全部そうですけれども、今日はいろいろと御意見を聞きながら整理していきたいと思いますので、また精査していろいろと直す、変えていくのは

次回以降にまたやりたいと思います。

3 請願（1）請願書の記載事項等 について。

共産党より、『「①請願書は定例会議招集日の5日前の午後5時までに議長に提出されたものを、その定例会議で審議する。5日前が土日祝日に当たる場合は、翌営業日の正午までとする」について、翌営業日の正午で大丈夫か、前日の正午でなくて良いのか』とありました。

中井委員

請願が出て、土日を挟んで次の月曜日になるということになるかと思うが、通常こういうものは前の金曜日までになるのではないかと思ったので、このような形で提案した。

大島議会事務局主幹

現在の請願の受付についても同様のやり方で行っております。仮に開会日の5日前が土曜日になった場合につきましては、翌週の月曜日正午という運用で行っております。

大石委員長

「④議長及び所管委員会の委員長は、請願・陳情の紹介議員にはならない。なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない」について。

共産党より、『④の「なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない」との一文はいらぬのではないか』。

公明党より、『④の「なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない。」の「極力」についてこれ以上の表現は難しいのか』。

中井委員

紹介議員になってはいけないということではないので、基本、極力ならないようにということであれば、わざわざ書いてなりづらい状況をつくるよりは、なくしたほうが良いのではないかという意見だ。

川辺委員 極力という言葉で、状況によってはできるみたいな形にもなってしまうので、これを契機にもう少し、「極力」ではなく「できない」みたいな断定的な文面にするというのが、もうちょっと強くするというのがうちの会派の意図だ。

入沢委員 いわゆる立法趣旨的なものはどのようなものなのか、改めて事務局にお尋ねしたい。

大島議会事務局主幹 議長や委員長、または委員が極力ならないということにつきましては、法律的にはなく、特に議長や委員長もしくは委員を縛るものではないものです。

なお、今回④番のなお書き以降については、改選期等に皆様に配付させていただいている議員のしおりに掲載しております。そのため、今回こちらに入れさせていただきました。

谷口委員 今の話からすると、同じ委員会にいる委員が紹介議員になるべきではないのではないかというのが本質だと思うので、その議論をしっかりと、方針を決定すればいいのではないかと考えている。

中井委員 意見だが、市民からの請願権が制限されないような形にまとめて欲しいというのが共産党としての意見だ。

大石委員長 私の記憶が正しければ、平成18、19、20、21年くらいに、公明党の北尾さんが議会運営委員会で提案されて、当時、請願の紹介議員が過半数以上名を連ねていたことがあって、これでは最初から議論する必要もない、せめて各会派で出して、それで委員会に所属している人はならない

ようにしたほうが審査としてやりやすいというのが、北尾さんから御提案されて、たしか議会運営委員会です承されたということがあって、こういう歴史があると私は記憶しています。

それで、一人会派が紹介議員になった場合とかのために、「極力」ぐらゐに抑えられているような形ですね。

次に、4規律（1）携帯品「②タブレット端末は「会議中における情報通信機器の使用基準」に基づく使用に限る」について。

至誠市民クラブより、『タブレットの記述の後に、「尚、携帯電話（スマートフォン）の操作は認めない」を追加する』。

谷口委員

今、並行してICT作業部会のほうでもいろいろと議論していて、スマホを認めていいのではないか云々、そういった議論もあるので、仮にスマホは認めないというふうになったときには、スマホを持ち込んで操作するというのは駄目というのはしっかりと規定したほうがいいのではないかとということで入れさせてもらった。

結論的には、ICT作業部会の議論に合わせながら、これをどうするかという議論をしていけばいいのではないかなと思う。

大石委員長

これはICT作業部会で議論をするということによろしいですね。

次に、5その他「②議案書の配付は定例会議または臨時会議の開会7日前とし、日程協議のための議会運営委員会開催前までに議会事務局を通して会派の控室に配付する。」について。

共産党より、『②に関してはICT化でペーパーレスになる、もしくは

配信もしているので、文言を変更する必要があるのでは』について。

中井委員

配布というふうにかかれていますが、配信ということもあるかなというこ
とで提案した。

大石委員長

これにつきましてもICT作業部会で検討しているので、併せて検討し
ていくことでよろしいですね。

・議会運営委員会における確認事項

5. 一般質問について、「原則、執行部とのヒアリングは一般質問調査
日の3日目までに済ませる」について。

至誠自民クラブより、『「原則・・・済ませる。」の後に、「但し、一
般質問の前々日までは、ヒアリング後の確認程度のやり取りは、この限り
ではない。」を追加する』。

谷口委員

一般質問でテーマが重なったりした場合、当然ヒアリングは一般質問調
査日の3日目までに終わるとというのが当然だが、その後確認で市の職員が
来たりというのが実際あるので、それを捉えてヒアリングをやっているの
ではないかというふうに捉えられるのは、ちょっとそこについては除外し
たほうがいいのではないかというふうな考えで入れさせてもらった。

・議会運営委員会における議会基本条例の運用に関する確認事項

大石委員長

共産党より、『「1. 閉会中の文書による質問について（第11条関係）、
委員会（議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等）における全会一致
により、議長を通じて文書による質問を行うこととする。」が全て削除と
なっているが、1を全部削除するのではなく「閉会中の」を削除するだけ

で良いのではないか』。

矢作委員

これは文書質問のことを規定しているのだと思うが、通年会期制になるからいらぬのではないかとということで削除の提案がされていると思うが、何が起こるか分からないので残しておいてもいいのかなということで、このように提案した。

大島議会事務局主幹

こちらについては議会基本条例にも掲載されてあったもので、令和7年5月に基本条例のものは削除しておりますので、必然的にこちらも削除で、こちらについては閉会中の概念がなくなるということであって、文書での質問ができなくなるわけではございません。

・「執行部からの意見」に対する意見

大石委員長

各会派の議会運営に関する申し合わせ事項に関する御意見は質問をさせていただきますが、それ以外で配付しました資料の11ページ、12ページには公明党、立憲リベラルの会、共産党、公明党から御意見をいただいているので、立憲リベラルの会の御意見は代読します。

『一般質問の通告の際に、質問項目が少ない議員もいる。そうした議員の時間調整で苦勞しているケースがある。それを解消するために以下の事を要望します。

1. 一般質問の時間30分と1時間の選択制

2. 30分を希望した議員は副議長が議長職を務める3日目の午前から

その人数分の質問枠を設ける。

議長は質問者が多いと大変なので、副議長の日に質問枠を固める。これ

により30分枠の議員が8人いれば、午前午後で最大8人質問できることになり、議会日程の短縮に寄与するかもしれない。

3. 一括の廃止』

これにつきましては今後の議論の中で意見として参考にさせていただきたいと思います。それでは公明党から御説明をお願いします。

川辺委員

「1. 定例会の会期日程の短縮、会派としては、議員の発言権及び発言の機会を担保しつつ、会期が長いことも踏まえ会期日程短縮の議論を進めていくべきだと考える」について。一般質問時間の短縮という、先ほど45分の話もあったが、先ほど申し上げたように議員の発言権、また、発言の機会というのをしっかりと担保しながら、一般質問の短縮というのも議論していくべきだ、協力していくべきだということだ。

「2. 議案質疑通告及び会派ヒアリングの効率化、効率的なヒアリングの実施については、議長から不適切と思われるヒアリングについて注意していくべきと考える」について。これに関しては議員全体にしっかりと効率的なヒアリングというのを周知徹底していくとともに、不適切なヒアリング等がある場合には、議長からその都度注意していけばいいのではないかという考えがある。

「3 一般質問ヒアリング、①質問日の2日前5時までの質問内容の調整ができたが、このことは活きているのか」について。先ほど至誠自民クラブからあったとおり、一般質問日の前々日の5時まで質問内容の調整が以前できたかと思うが、このことを活かしていくべきだということだ。

「4. 追加議案等の取扱い、②「給与改定に伴う給与条例など人事院勧告など」、「100万円以下」（180条）、などは専決を認めている状態だが、「専決処分事項を見直す」とは、どのような意味か」について。追加議案等の取扱いということで、給与改定に伴う給与条件、人事院勧告、これに関しては12月に間に合うように、11月に臨時会を開かなければならないとかが出てくるかと思う。あと、100万円以下などの専決を認めている状況があったが、専決処分事項を見直すということをもう1回しっかりと議論して決めていくべきではないかということだ。

「5. 議会出席者、①「市長提案理由の説まで」とした理由は。すべての提案部長の説明が終わるまでとの考えはなかったのか。②会派としては、以前から全員出席も可との考えであり、開会初日の特別職と全部長職の出席は良しとの考えである」について。執行部から開会日のところに、特別職と全部長を最初の市長提案理由の説明までということだが、会派のほうから基本的にはこのとおりでよいのではないかということだが、市長の提案理由の説明が終わって、その後部長がぞろぞろ出ていくという状況が想定されるわけであって、そういった状況がふさわしいのか、市長の提案理由が終わって部長の説明まで全員座っていることは考えられなかったのか、そういったことも確認した上で協力していくべきではないかということでも話が出た。

谷口委員

2番目の効率的なヒアリングの実施の後、不適切と思われるヒアリングについて議長から注意していくべきという内容の記述があるが、不適切と

思われるヒアリングというのは具体的にはどのようなイメージをしているのか。

川辺委員

試行的にやっている一般質問においての3日間の一般質問調査日があるが、それを超えてのヒアリングだとか、具体的には就業時間を超えたり、逆に就業時間より早い時間帯に職員を呼び出したりとか、また、議案質疑においても、議員として基本的な、例えば議案書を全く見ないでいきなり質疑をやっているとか、そういったことで長引くような状況があるときには議長のほうからしっかりと注意をしていく、そういう形になればいいのではないかということだ。

・「議会運営に関する申し合わせ事項について」以外の要望

矢作委員

「一般質問については範囲を狭めないようにしていただきたい」について。あまり具体的なことではないが、一般質問時間の問題も今出てきて、在り方を検討していくということだと思うが、あれもできない、これもできないということで範囲がどんどん狭まって、自由に質問ができなくなってくるというような事態にならないようにということで意見を出した。

川辺委員

「決算特別委員会日程について、試行的に9月議会が終わって、中2日で決算特別委員会がスタートするかたちになっている。このことについての総括は。会派としては、決算日程の中で、議事整理日をもうけるべきだと考える。月曜スタートだと5日間、連続となり慎重審議できなくなる恐れがある。決算委員が一般質問の最終日だと意見を考える時間が取りにくい状況も考えられる。議論していただきます。」について。決算特別委員

会の日程について、今試行的に9月定例会が終わって、中2日で決算特別委員会がスタートしている形になっているが、まずこのことについての、しっかりとした総括をしていったほうがよいのではないか。

あと、仮に決算特別委員会が月曜日のスタートとなると、大体決算特別委員会は5日間という日程になるかと思うが、そうすると、月・火・水・木・金という形で詰め詰めになってしまって、なかなか慎重審議という部分ができなくなる恐れということも想定されたり、また、意見をしっかりと考える時間的余裕もなくなるということも考えられるので、今後この点について議論していただけたらという、うちの会派の提案だ。

大石委員長

それでは、この議会運営に関する申し合わせ事項につきまして、会派の意見については、皆様から御説明をいただいてこの場で質疑していただきました。各会派でお持ち帰りいただきまして、また御議論をさせていただきたいと思います。

(2)ICT化推進について

大石委員長

次に、ICT化推進についてということで、23日に開催した作業部会からの報告がありますので、亀山部会長お願いします。

亀山副委員長

7月23日開催のICT作業部会の報告をさせていただきます。配信してあります「ペーパーレス化PJ（たたき台）」と「今後の検討内容について」、「所沢市議会の会議中における情報通信機器の使用基準」の3種類の資料を基に議論を行いました。

まず初めに、「ペーパーレス化PJ（たたき台）」はペーパーレス化に向

けての工程表です。この工程表は、サイドブックスを導入した場合のものとなっています。約2年間で完全ペーパーレス化を目指していきます。また、令和7年度当初予算に反映させるために9月に予算要望をしていきたいと思っています。

表の下の備考については、課題を記載しています。その中でも、5番目の執行部側の持ち込みの使用基準については、所沢市議会の「会議中における情報通信機器の使用基準」に反映されていないため、使用基準の見直しも必要となりますことから、こういった点を優先して協議していきたいと思っています。

また、「今後の検討内容について」の資料は、参考資料として板橋区議会パソコン等使用基準（会議において使用できるパソコン等）、また、タブレット端末についても参考にいただければと思います。

追加の日程として8月5日の午後1時30分から埼玉県内20の県、市、町議会が導入しています東京インタープレイ（株）のサイドブックスの運用についてなど、業者が来て説明をしていただきます。聞きたい方は、参加可能ですので、こちらにお知らせください。

なお、第2回目のICT作業部会を8月22日に行います。先日の7月25日に行った視察「埼玉県議会」「墨田区議会」についても参考にして活発な議論をしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

・通年会期制に係る申し合わせ事項（案）

次に、通年会期制に係る申し合わせ事項（案）についてです。

はじめに、通年会期制については閉会中の概念がなくなること、また、原則議長に招集権がうつるなど、これまでの運用から変更となる点が数多くあります。そのため、今後運営していく上で、今回の協議以外にも協議しなければいけない事項があると思われるので、今後、この協議で決めきれなかった事項や、その他議会運営に疑義が生じた事項については、法令、条例、規則、議会運営に関する申し合わせ事項、先例や慣例に基づき、議会運営委員会で引き続き協議をさせていただきたいと思っております。

それでは、配信しました「通年会期制に係る申し合わせ事項（案）」について、委員長の私から説明させていただきます。

「通年会期制に係る申し合わせ事項（案）」

本案は、令和7年5月1日からの通年会期制の施行に向けて、円滑な議会運営が進むように規定するもので、内容については、議会運営委員会で協議を行った資料を基に、これまで行ってきた通年会期制に向けた試行的運用方法、執行部からの意見やこれまでの先例や慣例などを勘案し作成したものである。

なお、議会運営の効率化や執行部の事務の負担軽減を図り、通年会期制の導入に当たり懸念される行政効率への影響や議員及び職員の働き方にも十分に配慮した通年会期制を目指すものとする。

1 導入目的

会期は、市政の課題全般に主体的かつ機動的に対処するため、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年の会期とする。（議会基本条例

第2条の2)

本市議会における通年会期制の導入目的及び期待される効果として、非常時の議会活動の指針である「所沢市議会災害等対応マニュアル・議会機能継続計画（BCP）」とともに、会期を通年とすることで、閉会中の期間を無くして、議会の活動能力が常時担保され、議長が速やかに本会議を開催することができること、また、災害等の突発的な事件や事故、緊急の行政課題等に主体的かつ機動的な対応を可能とするとともに、より十分な審議時間が確保され、議会審議の充実と活性化に資するものである。

本市議会においては、定例日を定めることによる定期的かつ予見可能性のある形で会議を開催する議会運営とするため、地方自治法第102条の2の規定による通年会期を導入することとした。

2 会期の始期・終期

- ・会期は5月1日から翌年の4月30日までとする。
- ・議会人事については5月15日に臨時会議で行うこととする。

議会が解散された場合は、その解散の日をもって会期を終了するものとする。

この場合において、当該解散に伴う一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に会議を招集した時の会期は、当該招集の日から翌年の4月末までとする。（地方自治法第102条の2第4項）

3 会期日程の整理

定例会議（2月、6月、9月、12月）の期間を集中審議期間とする。

追加議案等の取扱いについては、議案内容にもよるが、執行部の事務執行に支障が生じないように、可能な限り集中審議期間中に審議する。

4 臨時会議 開催プロセス

臨時会議は、地方自治法第114条第1項（議員の請求による開議）の規定により請求があった場合のほか、地方自治法第101条（招集）の規定に準じて以下の条件が整った場合は、議長は原則として7日以内に本会議を開くこととし、日程及び議案の提出方法の詳細は議運で協議する。

- ① 議会運営委員会の議決（全会一致）を経た場合
- ② 議案等の提出があった場合（会議規則第13条による）

議長は、市長から臨時会議を開くことを要請されたときは、当該要請があった日から原則として7日以内に開くものとする。（令和3年11月22日議運了承済）

◎地方自治法114条第1項（議員の請求による開議）

普通公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長はその日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第106条第1項又は第2項の例による。

◎地方自治法第101条（招集）

第2項 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

5 定例会議 運用ルール

定例日は原則として6月1日・9月1日・12月1日・2月18日とし、開会日の1週間前に議会運営委員会を開催する。

ただし、議会運営委員会の開催日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日を開催日とし、議会運営委員会の開会前に議案書の配布を行う。

〈例示〉

令和7年2月18日（火）の場合、1週間前が2月11日（火）建国記念日となるため、その翌日の2月12日が議会運営委員会の開催日となる。（令和5年12月18日議運で確認済）

6 出席者への配慮

理事者の出席要求は、原則として以下のとおり行う。

・定例会議は、四役（市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者）＋経営企画部長＋総務部長＋議案提出所管部長＋一般質問答弁予定者とする。

・臨時会議は、市長、副市長＋経営企画部長＋総務部長＋議案提出所管部長とする。

7 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により以下のとおり指定する。

1 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下の額を定めること。～（略）

2 災害又は突発的な事故により、緊急に必要な最低限度の経費に係る

予算を補正すること。

3 会計年度末における地方税法等の改正に伴う条例改正を行うこと。

ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。

8 一事不再議

これまでどおり、議会で議決された事件については、同一の定例会議又は臨時会議中は再び提出することができない。（会議規則第14条）

9 発言の取消・訂正

これまでどおり、同一の定例会議又は臨時会議中に限る。（会議規則第64条）

「発言した議員は、その定例会議又は臨時会議中に限り、議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。」とする。（会議規則第64条）

10 一般質問の運用

一般質問の通告締切は、「議案調査日初日の正午まで」とする。

執行部とのヒアリングは、一般質問調査日期间中に終了することとし、質問の要旨が確定した後は追加や変更を行わない。

同一の会議中は、議案、請願・陳情に関する質問については、重複しないよう配慮する。

11 所管事務調査の運用

会期が1年となり、事実上、閉会中の期間がなくなることから、必要に応じて所管事務調査のための委員会を開くことができる。

これまでどおり、委員長から議長に申し出を行った上で、執行部に出席要求を行う。

事実上、閉会中の期間がなくなり、必要に応じて所管事務調査を行うことができることから、これまで委員長から議長に申出をしていた、特定事件に係る閉会中の継続審査の申出は必要なくなる。

1 2 請願・陳情の取り扱いの整理

これまでどおり、請願書は、定例日の5日前までに提出されたものを、その定例会議で審議する。定例日の4日前以降に提出されたもの及び定例会議中に提出されたものは、最終日に委員会付託する。

通年会期制の場合、請願の受理後、議長による請願文書表の配付とともに所管委員会に付託され、委員会審査が行える状態となる。委員長から議長に対し審査結果報告が行われた場合、必要に応じて、臨時会議において議決することも可能となるが、執行部への負担を鑑み、定例日の5日前までに提出されたものを、その定例会議で審議する。

1 3 会議録の作成

定例会議、臨時会議ごとに作成するものとする。

定例会議と臨時会議の区別はせずに暦年で1月1日から第1回とする。

議案についても、定例会議と臨時会議の区別はせず、これまでどおり暦年で1月1日から付番する。

1 4 会議の呼称等の整理

「定例・臨時」の区別不要であることから以下のとおりとする。

「令和〇年第〇回（〇月）定例（臨時）会議」とする。

〈例示〉

令和7年第1回（2月）定例会 議案第1号～

令和7年第2回（5月）臨時会議

令和7年第3回（6月）定例会議

令和7年第4回（9月）定例会議

令和7年第5回（12月）定例会議

令和8年第1回（2月）定例会議 議案第1号～

1 5 継続審査

議案や請願の付託を受けた委員会が定例会議中に当該案件を継続審査とする旨を決めた場合は、2月定例会議のみ、委員長から議長へ継続審査の申出が必要となる。

なお、その他の定例会議においては、継続を諮ることなく、中間報告のみ行う。

〈参考〉

地方自治法第102条の2の規定による通年の会期が採用される場合には、事実上閉会中の期間はないが、会期（5月1日～4月30日）自体はあることから継続審査の制度は適用されると解釈されるので、会期中に議決に至らなかった事件については、継続審査の手続きを経ることにより次

の会期に継続することになる。

16 決算審査の時期

9月定例会議の散会日から原則1日の間を取って、決算に係る議案審査を行うこととする。

〈例示〉

仮に、9月20日（月）散会した場合、21日（火）の次の日である22日（水）が決算に係る議案審査の初日となる。

以上ですが、全体を通して、質問があればお願いします。

谷口委員

「2 会期の始期・終期」について、これは5月15日ということで、今は通年会期制ではなく、6月定例会の冒頭にやっているが、5月15日とした理由、ここにしないといけないものは何かあるか。

大島議会事務局

特にございませぬ。案として提示したものでございませぬ。

局主幹

谷口委員

そうすると、実際の運用的には、今の6月定例会の冒頭でもそんなに動きは変わらないという理解でよろしいか。

大島議会事務局

これまで正副議長選等議会人事については、6月定例会の冒頭に行っていたと思いますが、そちらで時間がかかり、執行部のほうに負担をかけてしまうというような話もあったかと思ひますので、5月15日という案を提示させていただきました。

谷口委員

「15 継続審査」について確認だが、継続審査について、2月定例会議のみ継続審査の申出が必要となる。その下に、なぜかという参考の文言

があるが、この文言自体は何か、オフィシャルな解釈をしたところから引
つ張ってきているのか。

大島議会事務
局主幹

オフィシャルというものが、条例とかそういったものを書いてあるかと
いうと書いておりません。

ただ、ここに書いてあるとおり事実上閉会中はないですが、会期は5月
1日から4月30日ですので、4月30日から5月1日の間に会期は切り
替わります。

そのため、2月定例会議から、次の会期にも議案を継続する場合には、
継続審査の申出が必要になるということを書いたものです。

谷口委員

事務局側の解釈ではそうしますよというところか、それともどこかに根
拠となるものがあってということか。

大島議会事務
局主幹

他市議会も調べた上でそのようにしてあります。

大石委員長

これまで御説明した内容につきましては、各会派御意見がございました
ら、各会派で御協議いただいた内容を8月19日（月）17時までに文書
のデータを議会事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。

2 視察について

大石委員長

11月11日（月）から13日（水）に予定しています視察についてで
すが、テーマ及び視察先については、正副委員長にご一任いただくこと
よろしいでしょうか。

（委員了承）

3 その他

次回の議会運営委員会につきましては、8月26日（月）午後1時30分
から開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

散 会（午後2時48分）